第十条第一項第一号及び第二項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第四項第一号中「氏名」の下に「、個人番号」を「含む」の下に「。以下この号において同じ」を「（個人番号を有しない者にあつては、住所、氏名、被相続人との続柄、同法第九百条から第九百二条までの規定による相続分及び相続によつて得た財産の価額）」を加え、同項第三号中「あん分して」を「按分して」に改め、同条第七項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第十二条第一項第一号及び第四項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」に改める。

第十四条第一項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同項第二号イ中「はり付けた」を「貼り付けた」に、「はり付け又は」を「貼付け又は」に改める。

第十六条第一号並びに第十七条第一項第一号、第二項第一号及び第三項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」に改める。

第十九条第一項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

（印紙税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条　前条の規定による改正後の印紙税法施行令（以下この条において「新印紙税法施行令」という。）第六条第一項第一号、第七条第一項第一号、第八条第一項第一号、第三項第一号及び第四項第一号、第十条第一項第一号及び第七項第一号、第十二条第一項第一号、第十四条第一項第一号、第十六条第一号、第十七条第一項第一号、第二項第一号及び第三項第一号並びに第十九条第一項第一号の規定は、施行日以後に提出する新印紙税法施行令第六条第一項若しくは第八条第四項の請求書、新印紙税法施行令第七条第一項、第八条第一項若しくは第三項、第十条第一項、第十二条第一項、第十四条第一項若しくは第十六条の申請書、新印紙税法施行令第十条第七項の書面、新印紙税法施行令第十七条第一項若しくは第二項の申告書、同条第三項の書類又は新印紙税法施行令第十九条第一項の申出書について適用し、施行日前に提出した前条の規定による改正前の印紙税法施行令（以下この項及び第四項において「旧印紙税法施行令」という。）第六条第一項若しくは第八条第四項の請求書、旧印紙税法施行令第七条第一項、第八条第一項若しくは第三項、第十条第一項、第十二条第一項、第十四条第一項若しくは第十六条の申請書、旧印紙税法施行令第十条第七項の書面、旧印紙税法施行令第十七条第一項若しくは第二項の申告書、同条第三項の書類又は旧印紙税法施行令第十九条第一項の申出書については、なお従前の例による。

2　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）第十一条第四項の申告書（同条第一項第一号に掲げる課税文書に係るものに限る。以下この項において「申告書」という。）の提出に係る新印紙税法施行令第十条第二項第一号及び第四項第一号の規定は、施行日の属する月分（施行日が月の初日でないときは、施行日の属する月の翌月分）以後の月分の申告書について適用し、施行日の属する月の前月分（施行日が月の初日でないときは、施行日の属する月分）以前の月分の申告書については、なお従前の例による。

3　印紙税法第十一条第四項の申告書（同条第一項第二号に掲げる課税文書に係るものに限る。以下この項において「申告書」という。）の提出に係る新印紙税法施行令第十条第二項第一号及び第四項第一号の規定は、施行日以後の同法第十一条第一項第二号に規定する日に係る申告書について適用し、施行日前の同号に規定する日に係る申告書については、なお従前の例による。

4　新印紙税法施行令第十二条第四項第一号及び同条第五項において準用する新印紙税法施行令第十条第四項第一号の規定は、施行日以後に開始する期間（印紙税法第十二条第一項に規定する期間をいう。以下この項において同じ。）に係る新印紙税法施行令第十二条第四項又は第五項の申告書について適用し、施行日前に開始した期間に係る旧印紙税法施行令第十二条第四項又は第五項の申告書については、なお従前の例による。

（航空機燃料税法施行令の一部改正）

第二十三条　航空機燃料税法施行令（昭和四十七年政令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項（定義）に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」に改め、同条第四項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」に改める。

第六条第一項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」に改め、同条第二項中「あわせて」を「併せて」に改め、同項第一号中「氏名」の下に「、個人番号」を、「含む」の下に「。以下この号において同じ」を、「価額」の下に「（個人番号を有しない者にあつては、住所、氏名、被相続人との続柄、同法第九百条から第九百二条までの規定による相続分及び相続によつて得た財産の価額）」を加え、同項第三号中「あん分して」を「按分して」に改める。

第七条第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）」に改める。

（航空機燃料税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条　前条の規定による改正後の航空機燃料税法施行令（以下この条において「新航空機燃料税法施行令」という。）第四条第一項第一号及び第四項第一号並びに第七条第一号の規定は、施行日以後に提出する新航空機燃料税法施行令第四条第一項の申請書、同条第四項の書面又は新航空機燃料税法施行令第七条の申告書について適用し、施行日前に提出した前条の規定による改正前の航空機燃料税法施行令（以下この項において「旧航空機燃料税法施行令」という。）第四条第一項の申請書、同条第四項の書面又は旧航空機燃料税法施行令第七条の申告書については、なお従前の例による。

2　新航空機燃料税法施行令第六条第一項第一号及び第二項第一号の規定は、施行日の属する月分（施行日が月の初日でないときは、施行日の属する月の翌月分）以後の月分の航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）第十四条第一項の申告書について適用し、施行日の属する月の前月分（施行日が月の初日でないときは、施行日の属する月分）以前の月分の同項の申告書については、なお従前の例による。

（沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第二十五条　沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第七十二条第七項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。第八十七条第一項第一号において同じ。）又は法人番号（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。同号において同じ。）」に改める。

第八十七条第一項第一号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号」に改める。